

関係者各位

2025年5月28日

該 非 判 定 書

株式会社アートレイ
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL: 03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における
判定結果をご連絡いたします。

記

貨物名	遠赤外線USB2.0カメラ
型番	ARTCAM-384P2-THERMO-8.3Hz
輸出貿易管理令 別表第1 判定項番	10の項(2) 貨物等省令9条第三号ホ 非該当 判定根拠: 運用通達に該当しないと定められている通り、 他の貨物と分離しがたいと判断されるため。 10の項(4) 貨物等省令第9条八号 非該当 判定根拠: 最大フレーム速度が8.3Hzのため
判定資料	項目別対比表 添付

- 本判定書は、最新(令和7年5月28日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。
- 輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上